

送りつけ商法にご注意を!

注意!



突然、見知らぬ業者から注文した覚えがないのに、「以前注文を受けた商品を送ります。」という電話がありました。どうしたらいいですか?



現在、健康食品の送りつけ商法が急増しています

①

以前注文を受けた健康食品を代金引換で送ります。(本当は、注文を受けていないけど...。)



犯人



消費者

②

頼んだ覚えは、ないです。いいません!

③

あなたが注文したときの声をテープで録音している。(本当は録音していないけど...。)

④

受取拒否をしたら、損害賠償を請求するため、裁判を起こしますよ。(怖くなって払うだろう...。)



支払う前に **まず** 相談!

- 「商品を送ります」という電話がかかってきても、注文した覚えがなく、購入するつもりもなければ、**きっぱりと断りましょう。**
- 電話で断ったにもかかわらず、商品が一方的に送り付けられた場合、契約は成立していませんので、**代金は支払わず、受取拒否**をしてください。
- 電話でしつこく勧誘され、断れ切れずに承諾し、商品が届いてしまった時は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができる可能性がありますので、**すぐに家族や警察に相談**しましょう。

新居浜警察署

愛媛県警察相談窓口

☎ # 0897-35-0110

☎ # 9110 または 089-931-9110